

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 つ る 切

区域内にある目的木(有用天然木等を含む。以下同じ。)の成育を阻害するつる類を切断するものとし、作業方法等は以下による。

- (1) 区域内のつる類は全てを対象とする。
- (2) つる類はできるだけ地際に近い位置で、目的木を損傷しないよう十分注意しながら切断する。
- (3) 目的木に巻きついていて切断したつる類は、目的木を損傷しないよう目的木から除去しなければならない。

3 除 伐

(1) 除伐対象木

- ① 目的木(有用天然木等を含む。以下同じ。)の成育に支障となるつる類、雑灌木類。
- ② 目的木のうち、被圧木、枯損木、曲がり木等の形質不良木及び被害木。
- ③ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質及び樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① 植栽木がないか極めて少ない箇所に成育する有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ (1)の③で残存することとした有用天然木。
- ⑤ 目的木の成育に支障とならない雑灌木。

（３）除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 60 cm 以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。
- ⑤ 植栽木が極めて少ない箇所は、植栽木の周囲を植栽木の樹高の 1／2 程度伐り開く。
- ⑥ 植栽木がほとんどない部分は、監督職員と協議のうえ現状のまま手を加えないこととする。

（４）刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

４ 除 伐 ２ 類

（１）除伐対象木

- ① 植栽木等の成育に支障となるつる類、及び植栽木等と競合状態にある雑灌木類で、（２）の③、④、⑤を除く樹木。
- ② 植栽木等のうち、形質及び成長が不良なもの。
- ③ 形質及び成長が良好な植栽木等のうち、胸高直径がおおむね 18 cm 未満のもの。
- ④ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質や樹勢が良好でないもの。

（２）保残すべき樹木

- ① （１）の④で残存することとした有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ 目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障とならない雑灌木。
- ⑤ その他監督職員の指示等によって残存させるべき樹木。

（３）除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 30 cm 以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。

（４）チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 1 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

5 保 育 間 伐

(1) 間伐対象木等

保育間伐対象木は、標準地又は類似林分の選木に準じて行うものとし、具体的な選木は、残存木の配置状況や形質の向上を配慮しつつ、以下により行うこととする。

- ① 被圧木等の劣勢木、被害木、分岐木及び曲がり木等を主体に行うこととし、被害木以外の優勢木については、必要最小限の選木にとどめることとする。
- ② 有用天然木は、植栽木に支障がない限り努めて保残する。
- ③ 植栽木と有用天然木が競合状況にある場合は、将来性の優れたものを保残する。
- ④ 寒風害の恐れのある尾根筋や風致及び国土保全上等の優位な箇所については、監督職員と協議のうえ、極力混生する広葉樹を保残すること。
- ⑤ 林縁木は、林分保護のため、原則として伐採しないこととする。
- ⑥ スギ、ヒノキの林分について、10月から3月までに伐採木の選木を行う場合は、標準地で示した伐採木の選定方法や伐採率等の範囲内で、残存木の配置を考慮しつつ、花粉着花量が多い個体を優先的に選木すること。

(2) 作業方法

- ① 伐倒木の伐採高は、概ね30cm以下とする。
- ② 伐倒に際しては、他の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
- ③ かかり木となった伐倒木は、そのまま放置することなく着実に処理したうえで、次の作業を行わなければならない。
- ④ 伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、梢端部の切断や玉切りを行うこととする。また、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものについては転落・移動しないように安定させておくこととする。
- ⑤ 歩道及び林道等の付近においては、通行の支障とならないように伐倒木等を片付けておくこととする。

(3) チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」(平成21年7月10日基発0710第1号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

6 丸 太 筋 工

(更新、保育等の主たる造林作業の付帯作業として行う場合に限る)

(1) 設置箇所については、監督職員の指示の下、以下のいずれかに該当する林分を対象とする。

- ① 農地、道路、住宅地、その他森林以外の土地が隣接している林分。
- ② 河川や溪流沿いの林分。
- ③ 造林地内に小規模な崩壊が見られる林分。
- ④ 放射性物質の流出が想定される林分。

- (2) 丸太筋工の標準図及び仕様書は、別紙丸太筋工特記仕様書のとおりとする。
- (3) 資材はのうち、鉄線及び杭木（場合によっては鉄杭も可）については購入資材とする。横木については現地発生材を加工し使用することを基本とするが、現地発生材を利用できない場合は丸太製品を調達できるものとする。
- (4) 丸太筋工は「治山工事標準仕様書」第 633 条に準じて施行し、丸太を元口、末口を交互に積み重ねること。
- (5) 作業が終了したときは、「造林事業請負標準仕様書」の別添「造林事業請負実行管理基準」に準じるほか、別に定めるところにより出来型管理を行うものとする。